

常陸大宮市人事行政の運営等の状況の公表

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職種別職員数の状況

区 分	H28.4.1 現在	H29.4.1 現在	増 減
一般行政職	374 人	367 人	△7 人
医 療 職 (注1)	22 人	22 人	0 人
消 防 職	77 人	79 人	2 人
技能労務職 (注2)	21 人	18 人	△3 人
合 計	494 人	486 人	△8 人

※ (注1) 医師、栄養士、保健師、看護師等 ※ (注2) 自動車運転手、技術員、調理手等

(2) 採用者及び退職者数の状況

採用者数の状況 (平成 28 年 4 月 1 日採用)

区 分	大学卒	短大・高校卒	合 計
一般行政職	14 人	5 人	19 人
医 療 職	0 人	0 人	0 人
消 防 職	0 人	1 人	1 人
技能労務職	0 人	0 人	0 人
合 計	14 人	6 人	20 人

※ 再任用、任期付職員等を除く

退職者数の状況 (平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで)

区 分	定 年	勤 奨	その他 (自己都合、死亡など)	計
一般行政職	19 人	3 人	3 人	25 人
医 療 職	0 人	0 人	0 人	0 人
消 防 職	2 人	0 人	0 人	2 人
技能労務職	7 人	0 人	0 人	7 人
合 計	28 人	3 人	3 人	34 人

※ 再任用、任期付職員等を除く

2 人事評価の状況

地方公務員法第 23 条の 2 に基づき、平成 28 年度から人事評価を実施しています。職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で人事評価を行い、職員の任用・給与・分限その他の人事管理の基礎とします。

3 職員の給与の状況 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

(1) 平均給料月額、平均年齢の状況

区 分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	316,600 円	42.6 歳
技能労務職	301,900 円	53.9 歳

(2) 初任給の状況 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

区 分	大学卒	短大卒	高校卒
一般行政職	178,200 円	158,800 円	146,100 円
消 防 職	204,100 円	182,300 円	164,900 円

(3) 経験年数別平均給料月額状況 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

区 分	10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満	
一 般 行政職	大学卒	275,900 円	313,700 円	357,900 円
	短大卒	264,400 円	301,100 円	328,300 円
	高校卒	221,700 円	282,600 円	315,000 円

※ (1) (2) (3) には、手当を含まない給料の月額を表示しています。

(4) 主な職員手当の状況 (平成 28 年度支給内容)

手 当 名	支 給 額 等
扶 養 手 当	扶養親族を有する職員に支給 配偶者 13,000 円 / 月 配偶者以外 6,500 円 / 月 扶養親族である子のうち、満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの子 1 人につき 5,000 円加算
住 居 手 当	借家等に居住し家賃を支払っている職員で、家賃が 12,000 円を超える場合に限り、家賃の額に応じて 27,000 円を限度に支給
通 勤 手 当	通勤距離が 2km 以上の職員に支給 1kmにつき 600 円 (限度額 31,600 円)
時 間 外 勤 務 手 当	正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給 勤務日における時間外勤務 1 時間につき 当該職員の時間単価 × 1.25 週休日における時間外勤務 1 時間につき 当該職員の時間単価 × 1.35 午後 10 時から翌日の午前 5 時までの勤務の場合は、それぞれ 0.25 加算
特 殊 勤 務 手 当	著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とする職員に支給 ・代表的な手当の例 ① 消防業務出動手当 火災その他の災害現場に出動し、作業に従事した職員 1 回 300 円 ② 救急業務出場手当 救急業務に従事した職員 (救急救命士) 1 回 510 円 (一般隊員) 1 回 300 円
期 末 手 当	基準日 (6 月 1 日、12 月 1 日) に在職する職員に支給 6 月期 期末手当基礎額 × 1.225 月分 12 月期 “ × 1.375 月分 ※期末手当基礎額 給料月額 + 扶養手当 + 役職加算額 (役職加算額は、役職に応じて 5% ~ 15% を給料月額に乗じた額)
勤 勉 手 当	基準日 (6 月 1 日、12 月 1 日) に在職する職員に支給 6 月期 勤勉手当基礎額 × 0.8 月分 12 月期 “ × 0.9 月分 ※勤勉手当基礎額 給料月額 + 役職加算額 (役職加算額は、役職に応じて 5% ~ 15% を給料月額に乗じた額)
宿 日 直 手 当	宿日直勤務をした職員に支給 勤務 1 回につき 4,200 円
退 職 手 当	支給率 自己都合 勤奨・定年 勤続 20 年 20.445 月分 25.55625 月分 勤続 25 年 29.145 月分 34.5825 月分 勤続 35 年 41.325 月分 49.59 月分 最高支給率 49.59 月分 49.59 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (50 ~ 59 歳対象 2% ~ 20% 加算)

(5) 特別職の報酬等の状況（平成29年4月1日現在）

区分	給料・議員報酬の月額		期末手当
市長	給料	820,000円	6月期 1.55月分 12月期 1.65月分 計 3.2月分
副市長		643,000円	
教育長		600,000円	
議長	議員報酬	410,000円	
副議長		370,000円	
議員		350,000円	

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間（平成29年4月1日現在）

勤務開始時間	勤務終了時間	休憩時間
8時30分	17時15分	12時から13時まで

※ 特別の勤務に従事する職員（保育所に勤務する職員等）については上記とは異なります。

(2) 休暇（平成29年4月1日現在）

休暇の種類	休暇期間等
年次休暇	1の年について20日（ただし、20日を限度に繰り越せる。）
療養休暇	公務による負傷又は疾病は1年以内 私事による負傷又は疾病は90日以内（特定の疾患は180日以内）
特別休暇	特別の理由（選挙権の行使、結婚、出産等）により勤務しないことが相当である場合
介護休暇	要介護者（配偶者、父母、子等の親族）を負傷、疾病又は老齢により、2週間以上にわたり介護する職員に対し、3回を超えず、通算して6月を超えない範囲内で付与（無給）

特別休暇の主なもの

理由	期間
妊娠中の女子職員が妊娠嘔吐（つわり）のため勤務することが困難な場合	妊娠の期間中7日を超えない範囲
8週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内に出産する予定である女子職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間
職員が生後満1年に達しない子を育てる場合	その都度必要と認める時間で1日2時間以内
忌引の場合	故人との関係（親等）により1日から最大10日
職員が結婚する場合	7日を超えない範囲内で必要と認められる期間
職員の妻が出産する場合	出産予定日前16週間目に当たる日から出産の日後2週間以内に2日以内
中学校就学の始期に達するまでの子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1年に5日以内（子が2人以上は10日以内）

5 職員の分限及び懲戒処分等の状況

(1) 分限処分の状況（平成28年度）

（単位：人）

処分事由	降任	免職	休職	合計
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	3	3
職に必要な的確性を欠く場合	0	1	0	1
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0
合計	0	1	3	4

(2) 懲戒処分の状況（平成28年度）

（単位：人）

処分事由	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し、または職務を怠った場合	0	0	0	0	0
全体の奉仕者としてふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0

6 職員のサービスの状況

(1) 育児休業承認状況（平成28年度の新規承認者）

（単位：人）

区分	取得者数	承認期間					
		6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え
男性	0	0	0	0	0	0	0
女性	2	0	0	2	0	0	0
計	2	0	0	2	0	0	0

(2) 介護休業承認状況（平成28年度の新規承認者）

（単位：人）

区分	取得者数	承認期間					
		1月以下	1月超え 2月以下	2月超え 3月以下	3月超え 4月以下	4月超え 5月以下	5月超え
男性	0	0	0	0	0	0	0
女性	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0

7 退職管理の状況

地方公務員法第32条の2によって、在職していた地方公共団体と再就職先との間の契約または処分であって離職前5年間の職務に関し、離職後2年間職務上の行為をするように、またはしないように現職職員に要求・依頼することが禁止されています。

8 職員の研修の状況（平成28年度）

区分		研修名又は概要	受講者数	
自治研修所 研修	階層別 研修	新規採用職員課程	新規採用職員	16人
		第4部職員課程	おおむね31歳から33歳までの非役付職員	5人
		新任係長課程	係長等に昇任した職員	17人
		新任課長補佐課程	課長補佐等に昇任した職員	35人
		新任課長課程	課長等に昇任した職員	13人
		新任部長課程	部長等に昇任した職員	7人
	特別研修	法務基本	行政法講座、地方自治講座、法制執務講座、民法講座	25人
		政策基本	政策形成基礎講座、政策法務講座、シティプロモーション講座	6人
		自己開発	クレーム対応能力向上講座、メンタルヘルス講座、表現力スキルアップ講座、女性リーダー育成講座、発想・創造力向上講座、意思決定・判断能力養成講座	14人
	自治大学校研修		税務専門課程（会計コース）	1人
	市町村アカデミー研修	新時代の地方公営企業の経営		1人
文化・芸術の活用による地域の活性化		1人		
市単独研修	新任職員研修		19人	
	接遇研修		54人	
	人権教育研修		86人	
	メンタルヘルス研修（セルフケア、ラインケア）		43人	
	普通救命講習		23人	
	民間企業研修		19人	
	人事評価研修		320人	
	女性活躍推進研修		31人	
	モチベーションアップ研修		28人	
再任用職員研修		23人		
派遣研修		茨城県実務研修、茨城租税債権管理機構、茨城県後期高齢者医療広域連合	5人	

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

（1）厚生福利

○茨城県市町村職員共済組合

職員は茨城県市町村職員共済組合の組合員になっています。共済組合には次の事業があります。

事業名	事業概要
短期給付事業	組合員とその家族の病気、ケガ、出産、死亡、休業または災害に対して必要な給付を行う。
長期給付事業	組合員の退職、障がいまたは死亡に対して年金又は一時金の給付を行う。
福祉事業	健康診断などの健康の保持増進事業、保養施設の運営、住宅資金の貸付けなどを行う。

○常陸大宮市職員互助会

地方公務員法第42条の規定に基づき、職員の相互共済及び福利厚生を目的として設置し、職員が負担する掛金により運営しています。

主な事業	事業内容
共済給付事業	療養見舞金、災害見舞金、死亡弔慰金等
福利厚生事業	スポーツ大会、日帰り旅行、健康増進事業等

（2）公務災害補償の状況

平成28年度認定件数	0
------------	---

10 公平委員会に係る業務の状況

（1）勤務条件に関する措置の要求の状況

平成28年度要求件数	0
措置要求の概要	

（2）不利益処分に関する審査の請求の状況

平成28年度請求件数	0
審査請求の概要	